

【応募者の皆様】

必ずお読み下さい

第1回公募において、特にポイントとなった点は次のとおりですので、ご留意のうえ、応募申請書をご提出下さい。

- 以下の2点は、最低限の要件として必ず満たしている必要があること。
 - 応募団体（コーディネータを除く。）は、農業経営を行っているか、又は構成員の過半数が農業者で構成された団体（規約等を備えた団体）であること。
 - 新規の常時雇用（期限の定めのない雇用、又は事実上同等と認められる雇用）が農業者サイドで創出されること。
- 農業者団体と医療・福祉サイドそれぞれの事業実施者（名称）や、取組内容が明確であること。
- 農業者団体としての成果・メリットや連携する事業の目指すものが具体的にイメージできるものであること。
- 連携する事業内容が、応募する農業者団体と連携先である医療・福祉サイドにとって新たな取組であること。
- 単に施設や機械の購入を目的としたものや商品開発のみを目的としたものは本事業の趣旨に沿うものではないこと。
- 本事業の趣旨・目的に沿った具体的な事業スケジュールを明確にし、その活動に基づいた必要な経費を過不足なく申請する必要があること。（※事業の主要な部分を外部委託して、その委託費を計上しているものは必要な経費として認められません。）
- コーディネーターが応募する場合は、農業者団体と医療・福祉サイドの連携に必要な会議に要する経費しか認められないこと。
- コーディネータのみの応募は、農業者サイドの雇用や連携事業実施の実現性・継続性が問われるため、農業者団体が主体となる共同申請をが望ましいこと。

★ご不明な点があればお気軽にご相談下さい。★

農林水産省経営局協同組織課
福祉班 熊谷、宮本、沼里
TEL: 03-3502-8111(代)
(内) 5221